

## 沖縄県病院事業局広告事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 沖縄県病院事業局（以下「局」という。）は、局が管理する資産（局が発行する刊行物等を含む。以下「局資産」という。）を有効活用することにより、民間事業者その他の事業者（以下「事業者」という。）の事業活動を促進し、地域経済の活性化を図るとともに、局の新たな財源を確保し、もって県民福祉の維持・向上を図ることを目的として広告事業を実施するものとし、その実施については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「広告事業」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 局資産を広告（事業者により、その事業活動のため常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。以下同じ。）の媒体（施設、刊行物その他の広告を表示することができるものをいう。）に供し、これに伴う広告料を徴収すること（法令、条例若しくは規則に特別の定めのある場合を除く。）
- (2) 局資産への愛称の付与を認め、これに伴う対価を徴収すること

### (局資産の適正な使用)

第3条 広告事業の実施による局資産の使用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年条例第35号）、沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成18年3月31日 病院事業局管理規程第1号）、局固定資産管理規程（平成18年3月31日 病院事業局管理規程第20号）その他の関係法令等の定めるところに従い、適正に行われなければならない。

### (広告事業の対象範囲等)

第4条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (8) その他局資産の性質等により表示することが適当でないと認められるもの

2 前項に定めるもののほか、国、地方公共団体その他の公共団体が公用若しくは公共

のために表示し、又はこれらの委託を受けて表示されるもの、行政財産の使用許可に基づき事業所等を設置する者が、当該使用許可を受けた財産において当該事業所等の名称その他の自己の事業等の内容について表示するものその他広告料を徴収することが適当でないと認められるものについては、広告事業の対象としないことができる。

3 前2項に定めるもののほか、広告事業の対象範囲、広告料等については、病院事業局長が別に定める。

#### (広告事案ごとに定める事項)

第5条 前条に定めるもののほか、広告事業の実施について必要な事項は、それぞれの広告事案ごとに、県立病院長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年11月19日から施行する。

## 沖縄県病院事業局広告事業実施基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、沖縄県病院事業局広告事業実施要綱（平成21年11月19日付け県病第1190号病院事業局長通知）第4条第3項に規定する広告事業の対象範囲、広告料等について定めるものとする。

### (広告事業の対象範囲)

第2条 広告は、県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有する者を優先し、表示するものとする。

2 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、表示することができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に該当するもの

(2) 消費者金融に関するもの

(3) たばこに係るもの

(4) 法令に定めのない医療類似行為を行うもの

(5) 県の指名停止措置を受けているもの

(6) その他局資産の性質等により広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの

3 次のいずれかに該当する内容の広告は、表示することができない。なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 法令等により製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの

(2) 他の者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(4) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの

(5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(6) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの

(7) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

(8) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの

(9) 広告する商品又はサービスとは無関係に裸体等を表示することによって単に目立たせるもの

(10) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの

ア 性的感情を刺激するもの又はそのおそれのあるもの

イ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの

(11) 消費者の利益及び公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含む広告

ア 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示（以下「不当表示」という。）（合理的な根拠を示す資料を求めた場合において、提出がない場合は不当表示とみなすこととする。）

イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示

ウ 射幸心をあおる表示

(12) その他局資産の性質等により表示することが適当でないと認められるもの

4 3に定める基準の適用については、広告ごとに具体の判断をするものとし、当該広告の全部又は一部について修正、削除等を行うことにより、広告を表示することができるものと認められる場合は、広告主又は広告代理店に修正、削除等を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由がなく、修正、削除等に応じないときは、当該広告の全部について表示することができないものとする。

#### （広告料）

第3条 徴収すべき広告料の額は、類似の取引事例を勘案の上、事前に定めるものとする。ただし、入札等の方法により広告を募集する場合は、この限りでない。

2 広告料は、広告の表示に当たり行政財産の使用許可に係る使用料を徴収する場合においても徴収しなければならない。ただし、病院事業局固定資産管理規程（平成18年3月31日 病院事業局管理規程第20号）において、当該行政財産の使用料が広告の掲出等の対価を含めて定められている場合は、この限りでない。

#### 附 則

この実施基準は、平成21年11月19日から施行する。

## 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター広告事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（以下「病院」という。）における広告事業の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、沖縄県病院事業局広告事業実施要綱（平成21年11月19日病院事業局長通知。以下「要綱」という。）及び沖縄県病院事業局広告事業実施基準（平成21年11月19日病院事業局長通知。以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

### (事業の種類)

第3条 病院において実施する広告事業（以下「事業」という。）の種類は、別紙第1に掲げる種類の広告とする。

### (事業の対象範囲等)

第4条 事業の対象範囲等については、要綱第4条及び基準の規定による。

### (広告の規格等)

第5条 広告の規格、数量及び掲示場所等については、別途、募集要項で定める。

### (事業の実施期間)

第6条 事業の実施期間は1年以内とし、別途、募集要項で定める。

### (募集)

第7条 事業において広告を表示できる者（以下「広告取扱業者」という。）は、広告代理店とし、公募により募集する。

2 前2条のほか前項の募集に関し必要となる事項は、募集要項で定める。

3 第1項の公募は、沖縄県病院事業局ホームページに募集要項を掲載すること等により行うものとする。

### (決定)

第8条 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長（以下「病院長」という。）は、前条の募集に対し応募があったときは、第4条及び第5条の規定に基づき、応募者及び応募の内容について審査し、広告取扱業者を決定する。この場合において、応募者が複数の場合は、病院事業局の利益が最大となるよう決定するものとする。

2 病院長は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

3 病院長は、第1項の規定により決定した広告取扱業者が、病院事業局固定資産管理規程（平成18年3月31日 病院事業局管理規程第20号）の規定による施設の使用許可（以下「許可」という。）の申請（許可が必要な場合に限る。）又は次条第1項に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

（契約の締結）

第9条 病院長は、広告取扱業者と広告事業に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 病院長は、許可が必要な場合、許可をしたときに契約を締結するものとし、当該契約は、許可に係る附款とする。

（広告内容等の審査及び修正）

第10条 病院長は、広告取扱業者が掲示しようとする広告の内容等が明らかとなる資料を、あらかじめ広告取扱業者に提出させ、これを審査するものとする。

2 病院長は、前項の審査において、広告の内容等が第4条又は第5条の規定に反すると判断したときは、広告取扱業者に対し広告の内容等の修正等を指示するものとする。なお、広告が表示中であっても同様とする。

（許可の取消し及び契約の解除）

第11条 病院長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すとともに、契約を解除することができる。

- （1）指定する期日までに許可に係る使用料又は契約に定める広告料の納付がない場合
- （2）広告取扱業者が許可の条件又は契約の定めに違反した場合
- （3）施設を公用又は公共用に供するために必要であると病院長が認める場合
- （4）前各号に掲げるもののほか、広告事業を継続することが適切でないと病院長が判断した場合

（広告料等の還付）

第12条 徴収した広告料は、還付しない。ただし、特別の事由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 徴収した使用料の還付については、病院事業局固定資産管理規程（平成18年3月31日 病院事業局管理規程第20号）の定めるところによる。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年2月8日から施行する。

別紙第1（第3条関係）

種 類	方法・場所
ベンチ広告	待合室ベンチ背もたれ 裏部分
ポスター広告	待合室・廊下等
領収書広告	患者に発行する領収書（明細書）余白部に掲載
その他	広告媒体となりえるもの